

南城市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定に基づき、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐため、南城市子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、南城市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると市長が認める社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施することができる。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、本市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談若しくは庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により、次の各号のいずれかに該当する妊婦、児童又は保護者のいる家庭とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦のいる家庭
- (4) その他、本事業による支援が必要と市長が認める者のいる家庭（支援を要するヤングケアラー世帯、ダブルケア世帯等を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は派遣の対象としない。

- (1) 伝染病等感染症のおそれのある者が家庭にいる場合
- (2) 事業を実施するために対象者の家庭への訪問を行う者(以下「訪問支援員」という。)に対し、危害等を加えるおそれがあると認められる場合
- (3) その他訪問支援員を派遣することが適当でないとして認められる場合

(事業の内容)

第4条 前条に規定する支援対象者の家庭(以下「対象家庭」という。)に訪問支援員を派遣し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 家事支援
 - ア 食事の準備及び片付け
 - イ 住居等の清掃及び整理整頓
 - ウ 衣類等の洗濯及び補修

- エ 生活必需品の買い物
- オ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの
- (2) 育児・養育支援
 - ア 授乳・食事の世話
 - イ おむつの交換及び排せつの介助
 - ウ 宿題の見守り
 - エ 入浴(もく浴)の介助
 - オ 保育所等の送迎
 - カ 通院など外出時の補助
 - キ その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言(ただし、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。)
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

2 前項各号の規定による支援は、原則として保護者の在宅時に行う。ただし、保育所等の送迎又はヤングケアラーの負担軽減等のやむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(訪問支援員の要件)

第5条 前条の規定により派遣する訪問支援員については、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) アからオまでに掲げる資格を有する者等
 - ア 介護福祉士、看護師又は保育士
 - イ 介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修1級若しくは2級修了者
 - ウ 障害者居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者養成研修1級又は2級修了者
 - エ 子育て支援員研修修了者
 - オ その他市長が認める者
- (2) 家事支援、育児支援及び相談支援を適切に実行する能力を有する者
- (3) アからエまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (イに該当する者を除く。)
 - イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待等を

行った者

エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(訪問支援員の研修等)

第6条 訪問支援員は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の管理や守秘義務について研修等を受けるものとする。

(訪問支援員の派遣時間等)

第7条 訪問支援員を派遣する日、時間帯及び時間数等は、次に定めるとおりとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で派遣の時間帯及び時間数の上限を超えて、訪問支援員を派遣することができる。

(1) 訪問支援員を派遣する日は、原則として土日祝日を除く月曜日から金曜日まで(12月29日から翌年1月3日までの間を除く。)とする。

(2) 訪問支援員を派遣する時間帯は、午前8時から午後7時までとし、1回あたりの派遣時間は2時間以内、1日の利用回数は2回までとする。

(3) 前号の規定にかかわらず訪問支援員の派遣時間数及び派遣期間は、年度あたり延べ25時間以内かつ概ね3ヵ月以内を上限とする。

2 前項に規定する派遣時間は、訪問支援員が派遣対象世帯宅を訪問してから辞去するまでの時間とする。ただし、市長が認める場合にはこの限りでない。

(訪問支援員等の義務)

第8条 訪問支援員は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行するものとし、保護者及び児童、保育施設や学校等教育機関から求められた場合は、提示しなければならない。

2 訪問支援員は、その業務を行うに当たっては、個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 委託事業者は、業務の実施に伴い取得した個人情報を適切に管理し、業務の目的外に利用してはならない。委託期間が終了した後も、また同様とする。

(利用申請及び決定)

第9条 支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者からの聞き取り及び関係機関からの情報収集等による対象家庭の養育状況の把握を行い、申請内容を審査の上、利用の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(利用内容の変更)

第10条 前条の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認された内容の変更又は利用の中止をしようとするときは、子育て世帯訪問支援事業内容変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、変更の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業内容変更決定(却下)通知書(様式第4号)により通知する。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする

- (1) 第3条に規定する支援対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) 対象家庭から事業利用の辞退の申出を受けたとき。
- (4) その他、市長が事業を利用させることが適切でないとき。

(支援計画等)

第12条 市長は、利用者のいる対象家庭の支援計画を作成し、予め委託事業者と支援方法の確認を行う。

- 2 訪問支援員は、支援計画に基づき訪問支援を実施する。
- 3 訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援が必要であると考えられる場合には、市長に連絡し必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

(利用申込み等)

第13条 利用者は、訪問支援員の派遣を受けようとする日の1週間前までにサポートを希望する委託事業者へ利用の申込みを行うものとする。

- 2 利用者は、利用日の変更又は中止を希望する場合は、利用予定日の前営業日17時(以下次項において「期日」という。)までに、電話等の手段により委託事業者に連絡しなければならない。
- 3 利用者は、前項に定める期日までに委託事業者利用日の変更又は中止の連絡をしなかった場合は、未届けの利用変更又は中止とみなされる。

(利用者負担額)

第14条 利用者負担額は0円とする。

- 2 訪問支援員が第4条に規定する支援を行うにあたり実費が必要となる場合は、当該実費は利用者が負担し、委託事業者が利用者から徴収するものとする。

(利用の勧奨)

第15条 市長は、必要と認める家庭に対し、事業の利用を勧奨することができる。

(措置)

第16条 市長は、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないと認める場合は、子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(様式第6号)により対象家庭に対し、通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による事業を提供する場合は、事前に支援に関する利用計画書を作成し、可能な限り支援の必要性について理解を得られるよう努めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による事業を実施する場合、委託事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業措置決定連絡票(様式第7号)に、前項に規定する利用計画書を添えて通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による事業を開始した後、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の実施を終了するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (2) 対象家庭から事業利用の拒否の申告があった場合
 - (3) その他、本事業による支援の必要が無ないと市長が認める場合
- 5 市長は、前項の規定により事業の提供を終了する場合は、速やかに子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書(様式第8号)により対象家庭に対し通知するものとする。
(訪問支援員の派遣の委託)

第17条 訪問支援員の派遣は、次の各号に定める要件を全て満たしている委託事業者に委託して行うことができる。

- (1) 次のアからウまでのいずれかのサービス等の提供実績を有すること。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスとして行う、同法第9条第2項に規定する訪問介護
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスとして行う、同法第5条第2項に規定する居宅介護
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に基づく認可外の届出を行っている、同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (2) 第5条に定める訪問支援員の要件を満たす者を複数雇用していること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するもの)又は暴力団員の密接関係者(栃木県暴力団体排除条例施行規則3条に規定するもの)が、役員就任や経営関与している団体等
 - イ 国税、地方税を滞納している団体等
 - ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等
 - エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等
 - オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等
 - カ 専ら宗教活動や政治活動を目的とした団体等(訪問支援員)

(委託事業者の登録)

第18条 市長は、委託事業者に適する者を募集し、登録を行い、事業の実施に関する委託契約を締結するものとする。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、子育て世帯訪問支援事業者登録申請書(様式第9号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 事業者概要書(様式第10号)
 - (2) 訪問支援予定者一覧
 - (3) 事業者が第18条第1号の要件に該当することを証する書類
 - (4) 訪問支援予定者が、第5条第1項第1号の資格又は研修を修了したことを証する書類

(5) 訪問支援予定者が、第5条第2項の要件に該当することを申告する書類
3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに登録の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業者登録決定(却下)通知書(様式第11号)により、申請者に通知しなければならない。

(委託事業者の登録の期間)

第19条 登録の有効期間は、前条の規定による登録の通知のあった日の含まれる年度の年度末までとする。ただし、当該登録の有効期間内であっても事業の実施及び当該委託事業者との委託契約を保証するものではない。

2 前項の規定にかかわらず登録の有効期間満了の日までに、登録内容の変更又は取消しがなかったときは、当該期間満了の日から1年間登録が更新されるものとし、その後においても、同様とする。

(委託事業者の登録内容の変更)

第20条 委託事業者は、事業所の概要書の内容に変更があったときは、子育て世帯訪問支援事業者登録変更届(様式第12号)に変更後の団体の概要書、その他変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(委託事業者の登録の取消し)

第21条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除し、その登録を取り消すことができる。登録を取り消したときは、子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録取消通知書(様式第13号)により当該団体に通知するものとする。

- (1) 第17条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 前条に定める登録の更新を申請しないとき。
- (4) 委託業務の実施に関し、不適切な行為があったとき。
- (5) 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (6) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

(委託事業者の委託業務の内容)

第22条 委託事業者に委託する業務は、第4条第1項の支援の実施及び次の各号に掲げる支援に付随する業務とする。

- (1) 支援計画に適した訪問支援員の選定・派遣(派遣1回につき1名を原則とする。)
- (2) 支援に関する本市及び利用者との連絡・調整
- (3) 業務に必要な書類の作成
- (4) 委託料請求事務、支援に伴い生じた実費の徴求
- (5) 利用者からの苦情、その他支援に関する問い合わせへの対応
- (6) 利用者に関する支援の検討会議(個別ケース検討会議等)への出席
- (7) 支援の提供に伴い確認された虐待等に関わる事項の連絡

(業務の報告)

第23条 委託事業者は、支援を行った利用者ごとに子育て世帯訪問支援事業支援内

容報告書（様式第14号。以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の報告書のほか、市長が必要と認めるときは、業務の実施状況について別途報告を求めることができる。

（委託料の請求等）

第24条 委託事業者は、子育て世帯訪問支援事業委託料請求書（様式第15号）に前条第1項に規定する報告書を添えて翌月10日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理した場合は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（帳票類の整備等）

第25条 委託事業者は、支援に関する記録及びその他帳票類を整備し、委託契約期間終了日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

2 委託事業者は、市長から関係書類の提示又はその他協力を求められた場合は、これに応じなければならない。

（協議会との連携）

第26条 市長は、この事業を実施するに当たっては、南城市要保護児童対策地域協議会と連携するものとする。

（補則）

第27条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。